

補償交渉は独自に

近くチツソに申入れ

認新病水
人者患侯
4者定

さきに熊本・鹿児島両県公害被害者認定審査会が新しく水俣病に認定した十三人のうち四人は、近く水俣病訴訟弁護団馬奈木弁護士（水俣市在住）を代理人に立ててチツソに補償交渉を申し入れる。

ここ二、三日中に、交渉の場所、時間を指定してチツソに話し合いをしたなどの文書を内容証明付きで郵送する。補償金額などという要求をするかは白紙の状態

で臨み「誠意ある交渉に期待している」とチツソの出方を待つ。交渉の指定時期は決めていないが、二十日過ぎになる、と馬奈木弁護士は言っている。

訴訟派、水俣病補償処理委一派のどちらにも属せず自主交渉をする理由は、昨年五月二十六日処理委が示した処理案作成の経過と要領の中に「本案は…今後新たに水俣病患者と認定される者があつ

てもそのままあてはまるものではないのはもちろん、必ずしも一般の公害患者に対する補償額の先例となるべきものではないと考える」とある一項をとらえたもの。

訴訟には時間と労力などの問題から踏み切れずにいる。